

令和8年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

入学学用品費（入学準備金）を 入学前（3月）に支給します！



■就学援助とは

山口市では、経済的理由によって、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に対し、新入学学用品費・学用品費・給食費・修学旅行費等の援助を行う制度を設けています。

このお知らせは就学援助制度のうち、新入学学用品費のご案内になります。

他の支給費目（給食費等）は、この申請の対象ではありませんので、例年8年4月以降に改めて申請いただく必要があります。

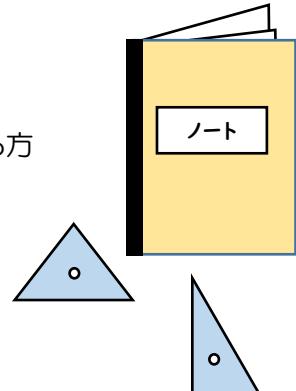
◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する方が「新入学学用品費入学前支給」の対象者です。

- (1) 令和8年3月1日に山口市に居住している方（令和8年3月末日までに山口市外に転出する方を除く）
- (2) お子様が令和8年4月に小・中学校に入学予定の方（総合支援学校は除く）
- (3) 下記の就学援助要件のいずれかに該当する方

○就学援助要件

(1) 令和7年度に次のいずれかに該当する方

- ア 児童扶養手当を受給している方
- イ 令和7年度の市民税が非課税または減免されている方（条件有）
- ウ 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかが減免されている方
- エ 世帯の被保険者全員の国民年金保険料が全額免除されている方
- オ 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会の制度）を受けている方
- カ 生活保護を受けていたが最近停止または廃止になった方



(2) (1)に該当せず、収入要件による認定基準を満たす方

【認定の目安】

（2）の基準額は、お子さまと生計同一の人数、年齢などにより異なりますが、モデル世帯でのおよその目安を下表に示しています。（単身赴任等の場合も生計同一として計算します。）

【モデル世帯の認定基準額】

※令和6年中の世帯収入が下記の金額以下であることが目安となります。

個別の基準額については、お問い合わせいただいてもお答えできかねますので御了承ください。

（単位：円）

5人家族 父40歳、母39歳、中1、小5、就学前(5歳)	約4,550,000円以下
4人家族 父40歳、母39歳、小5、就学前(5歳)	約3,670,000円以下
3人家族 父40歳、母39歳、就学前(5歳)	約3,189,000円以下

（令和7年4月1日現在の年齢）

◆申請手続き

【受付期間】 令和8年1月26日（月）～令和8年2月16日（月）



【申請方法・申請場所】

○電子申請

※ただし、申請要件が以下の場合に限ります。

- ・児童扶養手当を受給している方
- ・収入要件による認定基準を満たす方（令和7年1月1日時点で山口市にお住まいの方）

電子申請はこちら→

（市ウェブサイトからも申請可能です）

○窓口での申請

山口市教育委員会学校教育課、山口総合支所を除く各総合支所の総合サービス課

※土・日・祝日を除く 8:30～17:15

【申請に必要なもの】

必ず必要なもの

- 申請者名義の預金通帳の口座番号

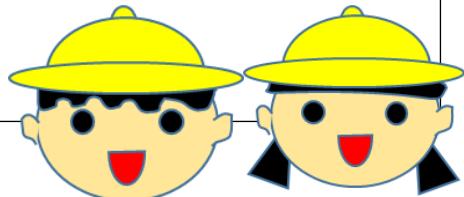
以下に該当する場合に必要なもの（表面の「就学援助要件」の証明に要する書類）

要件（1）に該当する場合（以下の内、該当する要件を確認できる書類）

- 児童扶養手当証書
- 市民税非課税または減免決定通知
- 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかの減免決定通知
- 国民年金保険料免除通知（世帯の被保険者全員分）
- 生活福祉資金を受けていることがわかる書類

要件（2）に該当する場合

※令和7年1月1日時点で、他市にお住まいだった方は、
令和6年中の収入が確認できる書類（所得課税証明書）



◆支給について

【支給額】

● 小学校入学予定のお子様 57,060円

● 中学校入学予定のお子様 63,000円

【支給時期】

令和8年3月13日（予定）

【支給方法】

保護者（申請者）様の口座に直接振り込みます。

中学校新入学の場合

※現在小学校6年生のお子様の保護者様で、令和7年度就学援助の区分1または区分2の認定を受けている方は該当となります。再度申請の必要はありません。

必ずお読みください

（1）山口市立小・中学校以外の小・中学校（国立・私立等）に入学される場合も対象になりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

（2）【令和8年度就学援助について】

○令和8年4月1日（水）から受付開始となります。電子申請による申請も同日より開始いたします。ただし、電子申請は、就学援助要件が児童扶養手当を受給している方または収入要件による認定基準を満たす方（令和8年1月1日時点で世帯全員の住民票が山口市にある）に限ります。

○新年度の基準で審査をおこないますので、新入学学用品費の認定結果と異なる場合があります。

○入学前支給の申請を行い認定された場合でも、就学援助の申請は別に必要です。

問合せ先：山口市教育委員会学校教育課 TEL 083-934-2862